



障がい者スポーツの暫定的な拠点施設（暫定拠点）について

令和8年度第1回

「（仮称）札幌市障がい者スポーツセンター外部有識者検討会議」資料

R8.5.27 札幌市スポーツ局

検討体制

（仮称）札幌市障がい者スポーツセンター外部有識者検討会議



テーマ ①

（暫定拠点の開設も見据えて）主な課題と早期に取り組むべきソフト施策

主な課題



- ① 個人が気軽に運動できる場所の不足
- ② 相談できる場所が限定的
- ③ 支える人材の育成が不十分

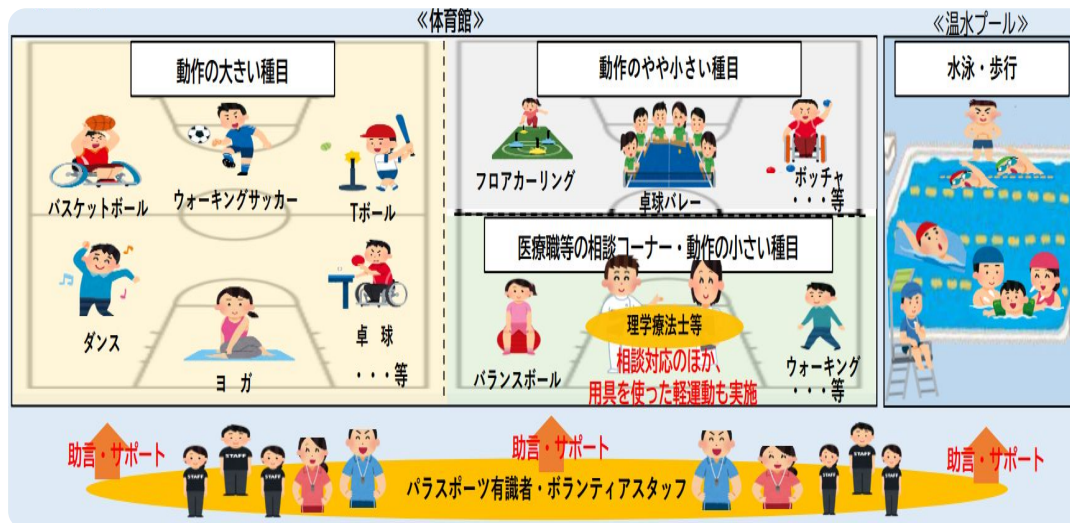
対応の方向性



- ① 個人向けに体育館を専用開放
- ② 専門職の**相談対応**
- ③ 支援人材の裾野拡大

具体的な取組

新たな体験会「SAPPOROスポーツバリアフリー」の開始



ポイント

- ✔ 障がいのある方（個人）に体育館の一部を専用開放
- ✔ 専門人材による相談対応
- ✔ ボランティアの積極導入

テーマ②

（仮称）札幌市障がい者スポーツセンター基本構想（案）

※ 令和8年3月に上記の基本構想を策定。下記にその一部を要約したもの。

総論

障がい者スポーツセンターの整備が必要。建物の整備には一定程度の期間を要するため、まずは**既存施設に「暫定的な活動拠点」を設置**し、実行可能なソフト施策に取り組む。

暫定拠点について

対象施設

- ✓ R10年度より札幌国際交流館を暫定拠点として運用。
- ✓ 障がいのある方の**優先施設として利用できる**見込み

取組の例

- | | |
|------|---------------------------------|
| 個人利用 | 障がいのある方が個人利用できるプログラム |
| 相談対応 | 理学療法士やパラスポーツ指導員有資格者などの相談対応・サポート |
| 人材育成 | ボランティアの活用などによる支える人材の育成の推進 |
| 情報発信 | 各関係団体のネットワークの活用等による情報の集積及び発信 |



最寄駅から暫定拠点まで坂道になっている。対策が必要 …など



① 法令の定義や設置要件なし（職員数や必要な面積など）

障がいのある方が、
安心・安全に**運動やスポーツに**
取り組める施設！

② 国が例示する機能の例

- ① 相談対応、 ② 支える材の育成、 ③ 障がい者スポーツ教室、
- ④ 情報発信、 ⑤ 競技力向上、 ⑥ リハビリ健康増進…等



③ 他政令市の状況（9都市）

横浜・名古屋・京都・大阪・
堺・神戸・広島・福岡・北九州

主な共通点

- ① 障がい者の優先利用施設
- ② 交通アクセスの担保（送迎バスの運行等）
- ③ 体育館とプールがある

参考：横浜市の障がい者スポセンター
（医療機関などが併設）





メリット：一定程度のバリアフリー
段差なし、エレベータ(B1-2F)、
多目的トイレ、身障者用駐車場完備



デメリット：規模・アクセス
体育施設としては狭い
最寄駅(地下鉄南郷18丁目駅)から
施設まで上り坂



プール (B1)
25m × 4レーン



トレーニングエリア (1F)
トレーニング用マシンが複数台



体育室 (2F) / デッキ (3F)
区体育館の約半分の広さ / 1周100m



駐車場
85台(身障者用2台)



ライラックホール (1F)
収納式座席あり(200席)



多目的トイレ (B1~2F)
※ プールには多目的更衣室もあり

主な検討内容

アクセス・施設の専門機能・優先利用（開放）の在り方

- ① 交通アクセスに関する対策をどうするか。
- ② どのような専門機能を実装するか（できるか）。
- ③ 障がいのある方の優先利用の具体的な仕組みはどうか。

これらの取組の
方向性を整理！



検討に必要な視点

利用者の目線とソフト・ハードの機能



障がい当事者の目線

実際に利用する方々の、アクセシビリティ（使いやすさ）を考慮して検討しないと、施設の趣旨を損なってしまう。



指定管理団体の機能（≡指定管理者に求める内容）

施設の運営を担う指定管理者の存在が不可欠だが、暫定拠点に求めるソフト面の専門機能の水準が高すぎる場合、その要件を満たせる機関（事業者）が存在しなくなってしまう。



暫定拠点のハード面の機能

暫定拠点は、他都市の障がい者スポーツセンターと同等のハード機能（専門設備）を備えているわけではない点に留意する必要がある。

検討内容①

交通アクセスへの対処（送迎の支援）

最寄駅から施設までの経路に傾斜（坂道）があり、特に車いす利用者や視覚障がいのある方等への負荷が高く、アクセス利便性に課題があるため、対処を検討する。

特に必要な取組の方向性など（案）

手 法



輸送車両を用いた送迎支援

特に必要な区間



最寄駅・施設間

特にニーズの高い時



障がいのある方の優先利用日時等

検討内容②

施設の専門的なソフト機能

障がい者スポーツセンターのソフト的な機能を踏まえて、どのような専門的な取組を実施するか（できるか）検討する。

特に必要な取組の方向性など（案）

前述の基本構想において示した「取組の例」に同じ。

個人利用

障がいのある方が個人利用できるプログラム

相談対応

理学療法士やパラスポーツ指導員有資格者などの相談対応・サポート

人材育成

ボランティアの活用などによる支える人材の育成の推進

情報発信

各関係団体のネットワークの活用等による情報の集積及び発信

個人向けの優先開放のほか、
障がい者スポーツ教室

上記の「個人利用できるプログラム」の
時には、特にこの機能
が必要。

検討内容③

障がいのある方(個人)向けの優先利用（開放）の在り方

障がいのある方を対象とした個人および団体向けの優先利用（開放）を実施する。
団体利用は、学校開放等における優先利用の実績がある一方、個人利用については、ほぼ前例がないため、新たな運用枠組みの検討を進める。

ポイント

現在、札幌市の体育施設において、障がい者個人向けの専用または優先利用（開放）は、令和7年度に開始した「SAPPOROスポーツバリアフリー」の開催のみ。
このイベントのように、多様な種目の提供や手厚い支援体制を構築することが理想と考えられるが、専門人材（指導員等）の確保などの観点から、日常的に導入することが困難。

実績がほぼないため、おおよそのニーズ量が見えない。



特に必要な取組の方向性など（案）

上記の「SAPPOROスポーツバリアフリー」のような大規模な形態のほか、小規模な形態での優先開放も行う。

	個人向け優先開放枠の在り方（案）	参考：SAPPOROスポーツバリアフリー
実施日時	特定の日時に限定せず、柔軟に設定	土日の午後に限定
活用会場	一部の諸室や体育室等、小規模な活用もありうる	競技室・体育室等の全面（大規模活用）
開催頻度	一か月に複数回以上（日常性を担保）	年数回程度の開催
対象範囲	障がい種別ごとの特性に合わせた開放も検討	全ての障がい種別

令和8年度

1～2月頃

指定管理者の公募開始

運営体制の構築に向け、
透明性の高い選定プロセスを始動。

令和10年度

4月

暫定拠点の開設

障がい者スポーツを中心
とした活動の拠点として
供用開始。

令和8年度

4月

バリアフリーチェック 受検

障がい当事者および有識者による施設視察を実施。設備面の利便性向上に関する御意見をいただく。

令和9年度

10月頃

指定管理者の選定

施設の専門機能を担う最適な運営機関を決定し、開設準備を本格化。